

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和8年2月26日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時6分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	事務局次長 太田奈津美	主査兼議事係長	谷島 孝子
出席説明員	<p>【市民生活部】</p> 市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 <p>【環境局】</p> 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課長 西澤 直也 環境保全課課長補佐 広谷 英之 <p>【総合支所】</p> 国府町総合支所長 須崎ひとみ 国府町総合支所副支所長 藪下 昇 福部町総合支所長 米澤 裕治 福部町総合支所副支所長 福山あゆみ 河原町総合支所長 山根ちはる 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所長 太田 潤一 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二 青谷町総合支所長 佐々木敏彦 青谷町総合支所副支所長 田中 陽一 <p>【監査委員事務局】</p> 事務局 局長 富山 茂 事務局次長 有元 薫治 局長補佐 太田 薫道		

	<p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 有本 公博 事務局 次 長 田淵 康修</p> <p>【出納室】</p> <p>会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 一村 泰志 事務局 次 長 太田奈津美</p> <p>局 長 補 佐 毛利 元</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、市民生活部、各種委員会等の審査を行います。先議分の議案は、説明を受けた後、質疑、討論、採決まで行います。それ以外の議案、令和8年度当初予算は説明のみですので、御注意ください。

なお、令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

それでは、市民生活部の審査に入ります。まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口でございます。本日の委員会で御審議をいただきますのは、先議分の補正予算が3件、議案が3件、報告が4件となっております。

まず、先議分の補正予算、議案第23号一般会計補正予算につきましては、事業費の実績見込みに伴う減額補正が主なものではございますが、今季の大雪に伴い、町内会等が行いました除雪活動経費の補助や、防犯灯の老朽化に伴う修繕費等の増額補正をお願い申し上げるものでございます。これによりまして、一般会計の歳出総額は2億5,562万円の減額となっており、総額は41億8,277万6,000円となっております。続きまして、繰越明許費につきましては、鹿野町の文化交流拠点周辺整備事業の土木工事の実施に当たりまして、関係者との協議に不測の日数を要したため、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、先議分の議案3件でございます。議案第60号は、辺地計画に定めた事業の財源として、辺地対策事業債を発行するため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定及び変更するものでございます。また、議案第61号は、前回12月議会で、鳥取市過疎地域持続的発展計画の主な変更点や計画変更につきまして御報告を申し上げましたが、県協議が終わりましたので、このたびは御承認をお願いするものでございます。また、議案第62号は、集会所用地

等の無償譲渡につきまして、鹿野町小畑自治会との協議を終え、自治会のほうから譲渡要望書を受けましたので、財産の無償譲渡について議決を求めるものでございます。

その他の報告事項は4件ございまして、詳細につきましては、各担当課長から、後ほど説明をさせていただきます。説明に当たりましては、簡潔明瞭に努めます。どうぞよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にお願いします。執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。市民生活部、環境局、総合支所に属する補正予算につきまして、資料1の補正予算説明資料を使いまして説明をさせていただきます。なお、歳入・歳出とも、実績見込みによる増減のみの項目につきましては、説明を省略させていただきます。資料の右枠外に丸印を記載しておりますが、特筆すべき項目に絞って説明をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

そういたしますと、資料1の10ページをお開きいただきたいと思います。1つ目の丸でございます。（地域コミュニティ除雪活動支援事業費）でございます。予算書は77ページになります。これは、大雪時に町内会が自主的に行われる除雪活動を支援するため、必要な経費に対して補助金を交付する事業でございます。当初予算では、過去の実績を踏まえまして、予算計上をしておりましたが、今冬は、12月3日に初めて大雪注意報が発表されて以降、1月と2月に続けて、顕著な大雪に関する気象情報が発表されるなど、短時間に集中した降雪がございました。3月も平年並みの降雪予報となっておりますことから、今後も除雪活動が予想されているところでございます。また、今年度、町内会からの御要望を踏まえまして、除雪活動のために加入する保険の掛金を、新たに補助金の対象経費に加える見直しを行ったこともございまして、このたび増額補正をさせていただきます。町内会の除雪活動をしっかりとお支えしてまいりたいと考えております。補正額は210万円でございます。財源は、県市町村創生交付金が22万円、残りが一般財源となっております。

続きまして、10ページの下2つ目の丸になります。防犯灯設置費でございます。予算書は77ページでございます。これは、夜間の安全な通行を確保して、犯罪等を未然に防止するため、町内会との協働により、地域に防犯灯の整備を行う事業でございます。平成25年度に本事業を開始して10年以上が経過をいたしまして、修繕が必要な防犯灯が想定以上に発生したことから、増額補正をさせていただくものでございます。併せまして、充当財源でございます。県補助金の交付額の決定と、水銀灯や蛍光灯からLEDの防犯灯に取り替える場合に、町内会から頂く負担金の実績見込みによりまして、財源更正をさせていただくものでございます。補正額

は306万8,000円でございます。財源は、県防犯灯設置等促進事業補助金が82万9,000円の減、その他といたしまして、防犯灯設置費負担金が54万1,000円の減、一般財源が443万8,000円でございます。協働推進課は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。1ページめくっていただきまして、12ページの一番上の項目でございます。戸籍事務費の事業名、（戸籍の振り仮名記載事務費）でございます。所属別事業一覧は14ページ、一番下の131番でございます。補正額は467万5,000円の減額でございます。これは、戸籍の氏名の振り仮名記載に係る事務費の実績見込みによる減額となります。主な補正の内容は、事務に携わる人材派遣業務の手数料426万5,000円の減額、OA関係委託費74万円の減額、消耗品費33万円の増額でございます。人材派遣手数料は、振り仮名に関する電話のお問合せ件数や、窓口での届出件数など、事務量に応じて派遣職員の人数を調整したことによる減額でございます。OA関係委託費は、受付用のパソコンを印刷可能な設定にするよう、ベンダーに委託する予定でしたが、事務手順を見直したため、不用となったものでございます。消耗品費の増額は、国の補助金額の範囲内での調整ができ、補助金の変更が法務省に認められましたので、計上させていただいております。この事業の財源は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、467万5,000円の減額をするものでございます。

続きまして、同じページの上から4項目め、個人番号カード関連事務費でございます。所属別事業一覧は15ページ、上から3番目の134番でございます。補正額は510万8,000円の減額でございます。これは、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード及び電子証明書の交付や更新に係る事務費の実績見込みによる減額となります。主な補正の内容は、まず、郵便局の電子証明書の更新等の業務委託料で、郵便局の取扱件数が、当初の見込みの52%程度と見込まれるため、151万2,000円を減額いたします。次に、OA関係委託費及びOA機器借上げ料ですが、住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新時期を、8月を予定していたものから11月に変更したため、240万8,000円を減額するものでございます。この事業の財源は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、510万8,000円を減額するものでございます。市民課は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。続きまして、説明資料13ページ、上から1行目、衛生費、保健衛生費、公害対策費、公害防止対策費、事業名、（水質・土壌対策費）でございます。補正予算書109ページ、事業別一覧16ページのナンバー149です。補正予算額459万3,000円の増額となっております。この事業は、中核市の移行により、鳥取市の区域及び県から事務委託を受けた東部4町の区域において、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視しているもので、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に実施しております。今年度、新たに、環境基準を超える数値が検出された事例が確認されたことから、その原因を究明する必要があるため、追加調査に至ったものです。なお、当該数値が検出された場所が東部4町内であったことから、財源は全て、中核市関

連事務県負担金として、令和8年度歳入予定でございます。環境保全課からは以上です。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。続きまして、13ページの下から2番目でございます。補正予算書は111ページでございます。これは、衛生費、清掃費、清掃総務費、ごみの減量化及び再資源化対策費の（家庭ごみ有料化事業）1,063万7,000円の減額補正でございます。これは、家庭ごみ、有料指定ごみの製造委託業者に係ります入札決定価格を、7,271万円を予定をしておりましたが、入札決定価格が6,207万3,000円となりまして、この予定価格を下回ったことによります請差による減額でございます。

続きまして、資料の次のページ、14ページを御覧ください。下から2番目でございます。予算書は同じく111ページでございます。衛生費、清掃費、清掃工場管理費、施設維持管理費の（施設維持管理費）でございます。これが9,118万4,000円の減額補正でございます。これは、神谷清掃工場施工監理・解体工事に係ります、今年度の事業実績見込みによる減でございます。

なお、財源内訳でございますが、国・県支出金、この説明資料の歳入の資料4ページの一を下を御覧ください。国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金2億2,126万3,000円の減でございます。そして、地方債でございますが、資料の7ページの下でございます。これが、市債、衛生費、一般廃棄物処理事業債の1億1,800万円の増となります。また、その下の一般廃棄物処理事業債（行政改革推進債）、これが1,240万円を合わせた、1億3,040万円の増、また、一般財源の32万1,000円の減でございます。これらは、行財政改革課によりまして、財源調整を行ったものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。補正予算資料、説明資料の15ページ中ほどです。補正予算書は131ページ、土木費、都市計画費、公園管理費、（鹿野城跡公園管理費）でございます。補正額は22万2,000円でございます。これは、6月議会で議決をいただきました、鹿野城跡公園内における土地賃貸借契約に係る民事調停におきまして、相手方との合意により調停が成立したため、委託先の市顧問弁護士に支払う成功報酬22万円、それから、郵券などの実費2,000円の計上をお願いするものです。調停の経過などにつきましては、後ほど、報告案件で説明させていただきます。

続きまして、繰越明許費でございます。資料は16ページ、補正予算書は159ページでございます。文化交流拠点周辺整備事業の繰越明許費です。

次の17ページの説明資料で説明させていただきます。事業名は先ほど申しました。

2番の予算額ですが、予算額全体額としましては、4,687万2,000円、そのうち、工事請負費の一部3,418万4,000円を繰越明許費として計上しております。財源の2分の1は、国の地方創生交付金を充当しておりまして、既に1月21日付で、国の繰越承認をいただいております。

3番、繰越事由ですが、本事業は、令和5年度～7年度までの3か年で、ハード整備と、それに伴うソフト事業を並行して取り組む、地方創生推進交付金事業の一環でございます。今年度は、上半期に、鳥の劇場実施による、旧校舎の解体工事を行いまして、下半期に、広場及び駐車場、通路等の、その資料の図面という、色塗り部分の工事を、ソフト事業であるイベン

トと並行しながら、作業区画を分割して行う予定でした。しかし、発注後、工事業者とイベント主催者との協議の末、イベント開催中は、開催日だけでなく、平日も準備や練習などで、人や車両の出入りが多くあり、作業区画を区切ったとしても、安全面の確保が難しいことから、イベント終了を待って、着工することとしました。このことから、2か月の遅延が発生し、下の段にスケジュール見直しを記載しておりますけども、土木工事の完成が4月、続いて、発注予定の舗装工事が6月完成となることから、繰越しをお願いするものです。なお、実際の今の現場のほうは、桜まつりが始まる3月20日までには、土木工事の現場での完了はめどが立っており、舗装工事は、桜が終わった4月下旬から着工するよう進めております。

一般会計の2月補正予算の説明は、以上となります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 13ページの公害防止対策費の（水質・土壌対策費）、もう少し教えていただけたらと思うんですけども、場所であったり、超えた数値であったり、対策、市民への広報など教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。場所についてなんですけども、鳥取市外ということと、財源が全額、中核市県負担金であるということとです。それと、現在調査中でありまして、全容が明らかになっていないというところで、詳細については控えていますので、鳥取県が取りまとめをいたしまして、この常時監視っていうのが、国と県と市・町で役割分担をしてデータを取っていくんですけども、鳥取県が取りまとめをいたしまして、定期的に公表しておりますので、そのタイミングだと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 いつ頃かというのも分かりますか、いつ頃、この公表ができるのか、スケジュール感を教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。これは、毎年、鳥取県のほうが、水質汚濁防止法第17条で、公共用水域の採水計画を立てまして、1年間の国・県・市の役割分担をいたしまして、その年度終わりで、データを取りまとめて、定期的に公表ということになっておりますので、大体年度末としたものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今年度末ということによろしいですか。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤です。具体的なスケジュールについては、鳥取県さんのほうになりますので、具体的なことは、ちょっと申し上げられないです。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 どのぐらい心配したらいいのか、公表をされてない中で、市民への影響がどれ

ぐらいあるものなのか、答えられる範囲で、どのぐらいの影響があるのかっていうのを教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。これが、周辺4町に関わることですので、鳥取市民への影響はないと考えております。汚染地域の調査なんですけども、汚染が発覚した場所から、半径500メートルくらいを地下水の調査をしまして、所有井戸の調査をいたしまして、個人様の所有井戸について、協力をお願いして、水質検査をお願いして、データを取っております。ですから、その周辺500メートル以上というのは、一気に考えるににくいということと、鳥取市については、上水道の水源が源太橋ということになりますんで、かなりの距離があるということもございます。

それと、影響についてなんですけども、環境基準の考え方なんですけども、これは、昭和46年、公害対策基本法で告示をされております。現在は、環境基本法第16条で規定をされておりますが、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準ということなんですが、ちょっと分かりにくいなんですけども、一般的に言って、一生涯にわたって摂取し続けても、健康に有害な影響が表れない濃度ということで、飲料水はもちろんなんですけども、魚介類の経路も考慮をして、摂取量を計算したものでございます。つまり、言ってみると、1日2リッターの水を70年間飲み続けて、影響があるのか、ないのかというところで、環境基準のラインが引いてあります。その基準を超えたということで、望ましい基準を超えたということで、調査をしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 以前の委員会が建設水道委員会であって、そのときにも、今回がどうかは分かりませんが、PFAS・PFOS、いろいろあって、検出はされなかったけれども、しっかり市民に影響のないように、調査といたしますか、お願いをしてみました。今回も、どうなるか分かりませんが、市民に影響がないように、また、公表ができるようになったら、市民への広報もぜひ、不安を払拭するという意味も兼ねて、広報もよろしくお願ひしたいと思ひます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 10ページの防犯灯設置費について、1件お聞きしたいと思ひます。この防犯灯なんかはですね、特に長持ちするということから、LED照明が、ほとんど各町内では、何年かかけて更新して、替えていくというような取組しておられると思ひます。それで、このLED照明を修理していただく業者、これは入札で決めておられると思ひますが、この器具ですね、LED照明器具、これも入札で決めておられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。星見委員が言われるように、請負業者につきましては、年度ごとに入札をさせていただきますして、業者を決定しているところでございます。その入札の仕様に、基準となる機器の規格ですとか、能力ですとか、そういったところをお示しをして、同等品も可として入札をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 というのはですね、うちの周辺の集落から、町内会長さん方がですね、非常に修理するのに期間がかかるということで、何とかしてもらえんだろうかという声も聴いております。それで、その中にですね、このLEDっていうのは、やはり10年、20年という長期間、球も、もちがいいというようなことで、普通の電球から替えるわけですが、本体全てを取り替えていくということで、かなり高額なものになっておるんです。その器具がですね、その年度によって、製品が変わるわけですが、その、5年ぐらい前に取り替えた何か所かが、もう同じような時期に、ちかちか ちかちかして、不具合が生まれる、生じるという状況があります。そうかといって、10年前につけたところのものは、何ともないという状況があるんですね。そういったことから、やはり製品自体に、私は、何らかの原因があるんじゃないかと、不良品といえますかですね、機械物ですから、そういったことも、なきにしもあらずということがあろうと思います。それで、私は、取り替えるときにですね、そういった器具が、なぜそんなに早く故障したのか、原因なり、そういったことを、私は、少し追及すべきじゃないかというふうに思うところであります。ただ、もう交換して終わりじゃなしに、交換する時点で原因を究明していく、こういったことも、私は重要なことじゃないかというふうに思いますので、この辺を要望をしておきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。星見委員おっしゃるように、やっぱり機械物ですので、通常ですと、一般的な、その文献でいきますと、LED照明は5年～10年はもつというような、いろいろ範囲はありますけれども、その水銀灯とか蛍光灯よりも長もちをするというようなのが、一般的な情報でございますが、物によっては、やはりこう不具合が生じて、そこまでもたずに、点滅をする、あるいは消えてしまうというような状況があるというのも、情報として、協働推進課のほうに上がってくるということもございます。その器材自体が不良品ということもございますし、それから、設置されてる環境というのも、影響を受けるのかなというふうに思っております、例えば、潮風が当たるようなところだとか、日がかかり当たるところとか、いろんな条件も影響してるのでないかなというふうに思っております。星見委員の御指摘につきましては、事業者のほうにも、いろいろと聞いてみたりして、どこまでその原因が追求できるのかっていうのを検討してみたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。小森課長、メーカーなりの、その製品の故障履歴であるとか、あと、設置場所、環境であるとか、そういったものが追加情報で頂けるのであれば、また後日で構いませんので、情報提供いただければと思います。お願いします。そのほか質疑ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 個人番号カードの件で、今朝の日本海新聞に載っとりました、県内で個人番号カード作成したんだけれども、取りに来られないっていうのが、鳥取市が、かなり突出した数字がありまして、これの対応、この辺り、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。朝の日本海新聞で大きく掲載していた

だきました件でございますが、鳥取市で約1,000人というところで、これは順次、勸奨通知を送る予定としております。1,000人となっておりますが、具体的な数字といたしましては、937名該当者がおられますので、順次、準備でき次第、通知を発送する予定としております。既に1月から2月にかけて通知を発送しておりますし、3月の中旬にかけても、約200通、通知を発送する予定としております。勸奨の通知も1回だけではなく、大体お一人の方に対して、3回程度、勸奨通知を送って、その後に、期限を決めてもそれでも取りに来られなかった方に関しては、一旦廃棄はさせていただくというようなところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 新聞の数は、もっと何かたくさんにあったように思ったんだけど、4,000とか。2,000だったかな。人数、ちょっとその辺のところを確認したいんだけど。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。保管している数字があったと思うんですけども、そこは、カード受け取り期間内の方も含まれておりますので、実際、今回、長期未受け取りっていう対象の方については、本市で約1,000人程度というところでございます。大体受け取り期間を3か月ぐらいを設定して、一番最初の交付通知をお送りしておりますので、そこにまだ取りに来られてない方も含めたところでの約4,000人というところでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 確認です。3か月よりも長く取りに来てない方が1,000人ということであえてすかね。それで、3か月まで、とにかく、今あるのが4,000人あって、その4,000人の中で、3か月までのが3,000人おられると、3か月以上が1,000人おられるということの理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 議員おっしゃるとおりでございます。保管しているのは約4,000なんですけれども、期間を過ぎて受け取りに来ておられない方が約1,000人っていうことで、3,000人は、今後受け取りに来られると思われまして。それはしっかり来ていただくように、お願いしたいところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 恐らく、亡くなられた方とか、そういった方もあるでしょうけれども、そういった調査っていうのは、もちろんできないですかいね。例えば、よくあるのが、カードなんかでいうと、書留で送ってこられますわね、普通のカードは。市の場合は、さっき、何とか言われたね、通知みたいなもの出して、取りに来てもらうという格好でしょうけれども、市から送るっていうことは、もちろんできないわけですか。いわゆる書留みたいな形の分で、本人さん宛てに送るっていうことはできるか、できないか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 当初、請求のときから、受け取りは書留でというか、自宅に郵送してほしいという方に関しては、既に電子証明書の入力が終わられた方に対しては、郵送ができるんですけども、電子証明書の入力できてない方に関しては、窓口に来ていただいて、電

子証明書を入力していただいた上で、お持ち帰りいただくということになっておりますので、今手元にあるカードは、当初、電子証明書等が設定できてないものは手元にあるっていうようなところがございます。そもそも、その電子証明書がしっかり入力できているものに関しては、当初で本人確認がしっかりできて、そういった希望をされる場合に関しては、お送りしているというような状況になっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 恐らく、その1,000名の方っていうのは、忘れておられるのか、あるいは亡くなられたのか、市のほうに、いつまでたっても来ないからっていう方は、そういう思いのある方っていうのは、あんまりないのかなというふうに思います。何年たったら、もう消滅みたいなことを、今日も新聞に書いてありましたけれども、最終的に、何年でこのカードが消滅されるのかっていうことだけ、後で、それだけをお伺いします。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。この勸奨通知1,000人の中には、死亡した方、転出された方は、除いたところでの約1,000人でございます。消滅に関しては、大体、国の基準では、受け取り期限から、そこからまた90日経過したものは処分していいっていうような基準がありますが、とはいえ、なかなか処分できませんので、3回勸奨通知を送らせていただいたところでも、なかなか取りに来られない方に関しては、ある程度たまったところで処分させていただく、シュレッダーにかけまして、粉碎いたしまして、リンピアのほうで燃焼処理をするというような、処理をさせていただくというところがございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 清掃費についてお伺いをいたします。先ほどの説明で、1,000万ぐらいは入札価格の減によるということでの説明で間違いがなかったかということの確認と、あわせて、1,000万というの、かなりの入札減ですよ。その理由についてお伺いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 生活環境課の山根でございます。清掃費のこの1,000万を超える減額でございます。これは、ごみ袋の入札の際に、業者間等の関係もありますけれども、実際に、この金額については、推定される金額、実際に物価とか、そういったことも上がってきてはおりますので、そういったことも勘案しながら、予定価格を決めまして、入札をした中で、実際には、金額は今、決定価額のほうが、かなり請差として、減額が、減額しているというようなどころでございます。今後、確かに、これから、このごみの、ごみ袋の製造経費等についても、今後の景気等もありますけれども、しっかりと想定をしながら、予算、そういった入札等ですね、また検討してみたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。

次の質問ですけれど、では、その約六千幾らということが、入札額になったと思うんですが、としますと、その額は、前年度と比べて、どうだったんでしょうか。教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 前年度のその入札を行った際も、実は、昨年度のケースですけれども、昨年度が1,242万2,000円の減となっております。このように、入札も、やっぱりやってみないと分からないともありますけれども、この辺を踏まえて、逆に安くし過ぎてしまうと、また、業者のほうとの、そういった入札不履行といいますか、そういったことも考えられることもありますので、一応、昨年度よりかは、予算的な部分については落としておりますけれども、また景気の動向等を踏まえながら検討していきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 昨年度も1,200万ぐらいの減だったということですが、だったら、昨年度の入札額はどうだったんですか。そこをちょっとお聞きしたかったんです。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 昨年度の価格でございますが、予算額が1億1,824万5,000円で、入札の金額が1億582万3,000円で、1,242万2,000円の減となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 池原補佐。

○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。補足をさせていただきます。ゴミ袋ですけれども、普段は美穂倉庫に保管して、在庫を確認しながら発注を行っております。その関係で、袋の大きさにより単価がかなり違ってまいりますので、一概に前年との比較ということができないかと思われまます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料の12ページの一番下のところなんですけれども、職員費、環境保全課の分なんですけど、これ、財源更正っていうのが去年も出てるんですけど、その減額になっているのが、中核市関連事務県負担金で、共通事務費っていうことなんですけど、すみません、そもそもの話なんですけど、こういう県の負担金が減らされる理由っていうのは、これは何なんですかね。実績っていったら、どういう実績に基づくものなのか、そこを教えてください。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。詳細については、すばつと言えるところございませんけれども、この数字っていうのが、その昨年度の実績に基づいてまいりますので、そこに基づくると減るということですので、少なくとも、県からの派遣職員が2名減っておるといってもございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 その中核市関連事務県負担金が減って、同じ額、一般財源で充ててるじゃないですか、財源更正だからね。だから、単純に、何かこう中核市関連の事務が減ったから、減るんだったら分かるんだけど、その代わりに一般財源で入ってるってことは、仕事としては何かしてるけど、県からのお金が減ってるっていうのがちょっと、そこがよく分かんないんですけど。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤でございます。先ほども申し上げたところなんです

けども、県からの派遣職員が2名減った分、市役所の職員を2名充てておりますので、業務の量は全く変わっておりませんので、県からなくなったということが数字に出ていると理解していただいたら、大丈夫じゃないかと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。じゃあ、ここの職員費のところに出てくる、こういう財源更正が出てきたときは、県の職員さんが減って、でも、仕事は減ってるわけじゃないから、市の職員を充ててるから、一般財源が増えると、そういうふうに見ていけばいいということですね。理解しました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 7ページの一般廃棄物処理事業債、歳入ですけれども、歳出のほうも、ちょっとあれですけど、補正額1億1,800万、この、補正額増額のこの理由を教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。この一般廃棄物処理事業債は、神谷清掃工場の解体工事に係る国の1次補正等の関係がありました。その関係で、この金額を、財政のほうで組替えされた金額でございます。

◆吉野恭介委員長 池原課長補佐。

○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。局長の説明でありました4ページ一番下の循環型社会形成推進交付金で大きく減額した分を、一般廃棄物処理事業債に振り替えなくてはいけなかったということが原因と御理解いただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 国の1次補正の関係で、財政の組替えがあっただけで、現場での、何らかの金額の増額というわけではなかったということですのでよろしいですね。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 この件は、神谷清掃工場の解体に伴うものでございます。循環型社会形成推進交付金を活用する際には、年度内に使わないといけないということもありますので、調整をして、補助金の内容を変えたところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 すみません。よく分からなかったんですけども、財政の組替えであって、現場で発生した問題じゃないということですのでよろしいですね。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。そのとおりでございます。循環型社会形成推進交付金という補助事業の性質に伴って、実際に年度内に使用してしまわないといけない部分がございます。その辺りを次年度に繰り越すような形を取ってのものだと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 池原課長補佐。

○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。補足をさせていただきます。神谷清掃工場の解体工事費の予算は、補正が続き現在に至っております。循環型社会形成推進交付金は、

実績ベースでないと支払いができない縛りになっており、先般の12月議会で議決をされて、工事が着手となったため、今年度分である令和7年度分が大幅な減額になり、起債が若干増えたと捉えていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 現場の工事の遅れによって、使えなかったということですか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 工事が遅れたのではなく、基本的に、工事自体を進めていく中で、年度によって、その進める事業の金額的な部分であります。先ほども、循環型社会形成推進交付金は、実際に行った経費に対して次年度以降にというような形で組替えたと思っていただければということです。要は、今年度中にかかった工事の経費に対しての3分の1が充てられるものです。今年度の工事費が、大きなものではなくて、最初にかかってくるものですから、当初見込んだ補助金額を活用することはできないことから、組替えしたものです。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 何回かやり取りさせていただいて、よく分かりました。ありがとうございます。ここに書いてある、事業実績見込みによる増額ということに集約してある、その中身が分かりました。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私、聞いてて分からなかったです。ごめんなさい。あのね、実績で出てくるというのは分かりました、国の補助金の実績で出てくるっちゃうのは分かったから、交付金が。だから、そこまでの実績がなければ、国の分は減るというのは分かりました。でも、減額するっていうことは、もともと予算に上げとったっていうことだと思うので、要は、何ていうか、ちょっと私も記憶が飛んじやってるんですけど、見込みよりも事業が遅れてるから、こういう組替え、補正になったということではよかったですかね。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。この事業自体が、3年間にわたって行われる事業でございまして、ある程度の見込みに基づいて、補助金等も充てる形で予算化は進めていました。最初の取りかかりという部分に、その経費がかかるような事業にはならない。事業自体は行われるものの、その内容、事業費がかなり低額になるものですから、事業計画に基づいて、交付金等の調整をさせていただいております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この補正予算の資料を見ての私の理解は、工事というか、事業自体は進めていってるんだけど、この交付金が充てれる事業の中身が、結局そこまで至ってないから、この交付金は減らして、でも、事業自体は進んでるから、起債を充て、大体やっしまわないと出てこないわけですから、途中だと出てこない交付金ってことですよ。だから、財源的には起債を充てるということで、起債は充ててるけれども、実際に交付金対象の事業が終わればというかね、実績として出てくれば、交付金が後から国から出てくるから、また後々、起債のほうが減ったりとか、そういう財源更正みたいなんが出てくるのかなと思ってるんですけど、

それでいくと、やっぱりそもそも、何ていうか、年度内に、これだけの国からの交付金を使えるぐらい、充てれるぐらい事業が進められていくという想定で立てられてた予算っていうか、そういうことなんですよ。もともと最初から、もうちゃんと交付金を入れているんですよ、財源としてね。だから、こうやって減額っていうのが出てきていると思うので、当初の立てた予算のときの考え方よりも、やっぱりこう事業が進んでいってないというふうに、理解をしたほうが一番私はすっきりするんですけど、違うかな。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 今回の神谷清掃工場の解体工事費が約 20 億円近い大きな事業です。今回、この 2 億 2,126 万 3,000 円という工事費の 10 分の 1 程度は交付金が充てられるだろうという見込みで予算化はしておりました。令和 7 年度の工事費が実際に高額であれば、その分補助金が充てられますが、下回ったことで今回補正をさせていただいております。当初の予想以上に、お金がかかる工事にならないことから、循環型社会形成推進交付金については、来年度以降に回す形にしたと御理解いただければと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 思ってた事業ができない、できてないんじゃないかって、そもそも交付金を活用できる範囲といいますか、その事業費としては、そこまで交付金が充てれる事業ではないってことなわけですね、今年度のは。だから、減らした、減らしたっていうか、国から取れないってことですね、そもそも事業自体が。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。おっしゃるとおりで、基本的には交付金の性質で、事業費自体もこれぐらいはかかるだろうという想定が、実際には、入札した事業者との状況の中で、そこまで至らなかったことから、財政と協議し組替えをしていると御理解いただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 池原課長補佐。

○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。今年度支払いしました工事費が、全体の 4 割でございます。その 4 割の中で、交付金が充てられるのが、工事着工から出来高までということ。そのため、2 か月程度となってしまい、当初見込んでおりました交付金の額が大きく減額となり、そのまま出来高になりますので、交付金の多くは次年度以降と御理解いただきたい思います。交付金の性質と支払いとの矛盾が生じたというところ。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。私はですね、局長は、その事業に合わなかったものもあるという答弁をされましたけれど、実際は、工事の仕方そのものも変わってきたという経緯があって、改めて、入札が年度途中であったりとか、そして、その工事の、こう進むという期間というかね、それがずれたりとか、そういうことが、大きく今回は影響したんじゃないかなというふうに思っているんです。あわせて、先ほど、池原さんのほうから説明があったように、期間が、だから限られたというところで、今回のこのような実態になったのではないのかと理解してるんですけど、そういうことを、昨年ちょっと議論しませんでしたか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。事業が決して遅れているのではありません。入札して12月議会で議決をいただき業者が決まり、落札業者と設計業者との間で、やり方、手順は、同じにならないケースもございます。そのため、ある程度、これぐらいの金額で、今年度は使用できるだろうという金額を予算化していましたが、落札業者からは、今年度はそこまでは必要ないと。工事のやり方等の順番などがあるのかもしれませんが、そういったところの中で、このようなことが起こったものと御理解いただければと思います。ですので、決して工事が遅れているとか、そういうことではございません。御理解いただければと思っております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。当初予算というところと比べての、さっき、私は話をしたんで、事業が遅れたというところではなくって、工法等含めて、地形の利があったりとか含めて、様々変更点があったがゆえに、当初と変わってきてるということではないかということが、私の質問だったわけです。私はそう思っておりましたし、あわせて、12月で決議されて、期間が短かったということが、今回の予算の補正ということを出てると、こういう理解でよろしいでしょうかということ、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 そのとおりでございますので、そういう具合に御認識いただければと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号令和7年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 引き続きまして、議案第27号令和7年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算の説明をお願いいたします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。それでは、資料18ページを御覧ください。議案第27号令和7年度墓苑事業費特別会計の補正予算です。

まずは、歳入でございます。予算書が243ページ、使用料及び手数料、使用料の墓地使用料の（第二いなば墓苑第三期使用料）でございます。1,504万2,000円の減額です。これは、当初

56件の使用料を見込んでおりました。今年度は申し込みが少なく、当初2,332万6,000円を見込んでおりましたけれども、20件の使用料を見込み、828万4,000円の減額となります。

また、（その他墓地等使用料）につきましても、合葬式墓地等も45件を見込んでおりましたけれども、実際には33件ということで、こちらも減少となり、126万9,000円の減額としています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。星見委員。

◆星見健蔵委員 今報告があったように、墓地の使用料が、かなり定額割れをしておるという実態があります。この墓苑事業自体が現在、大体のお寺が、墓じまいされる方が、非常に増えてきておるといふこと、それで、鳥取市のこの墓苑事業は、返却されても返金はしないということになっておるので、問題は生じてないかなというふうに思っております。ただ、ちょっと聞いてみたいのが、この墓苑事業の全体の現在の空き区画は幾らあるのかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根です。空き数につきましては、改めて確認しますので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 全体で、今どの程度あるのかということ、これも重要なポイントになると思いますが、この事業自体もですね、今、特に若い方々が関心がないというようなことから、永代供養にされたりという方が、非常に増えてきておるといふ状況でありまして、そういった事業自体がですね、今後返されてくる方が多い、増えてくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、逆に、管理費等は増えておるといふ状況にありまして、非常に厳しい状況があるのかなというふうに思っております。この墓苑事業の今後の方針といいますか、考え方についてお聞かせいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。墓苑に対するニーズが、現在はかなり変わってきております。区画は5平米と3平米があり、分譲的な形で使用料を求めているところですが、最近の状況等を踏まえますと、もう少し小さいような、洋風の墓苑もかなり増えてきている状況です。まだ売れてない区画には、かなり広い場所もあります。必要に応じた面積がお貸しできるようなことも、今後工夫して考えてみたいと思っております。以前も申し上げましたが、樹木葬を含め様々なやり方を求められるケースが増えてきております。その辺りは、事業者等と意見を交換しながら、今後の墓苑利用を促進する方法を検討したいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員、先ほどの空き区画の個数は、この予算の採決に影響しますか。

◆星見健蔵委員 いや、いいです。

◆吉野恭介委員長 いいですか。執行部、分かり次第、回答をお願いします。それでは、ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 採決に入ります。議案第27号令和7年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 先ほどの区画数の件ですが、現在残っている数は914区画でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員、よろしいですか。質疑はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 それを聞いたら、何か言わないけんということになるんですが、かなり予想しておったより多いなという感じがしております。この間にも、やっぱりこの事業始めてから、返された区画等も幾らかは多分あるというふうに思いますが、これを、何年ぐらいで償還をしようと考えておられるのか、その点だけお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 どれぐらいで、その区画を利用していくかという計画的な部分ですが、本来は、かなり短い期間でと思っておりました。実際に、監査でそのような指摘も受けておまして、墓苑の今後の利用計画を検討したいと考えております。

また、墓じまいをされるケースも増えております。そういったことも踏まえながら、PRだとか、色々なニーズに対応し、利用が拡大できるように進めたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほども申し上げましたが、永代供養ということの考え方、もうこれも結構、それぞれのお寺で、金額は様々でありますけども、永代供養墓、こういったものの建設というようなことを考えておられるのかということだけお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 現在のところでは、新たに永代供養という形は考えておりません。今後どのような形で墓苑を利用いただけるかを検討する中で、永代供養についても協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

議案第33号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 では、議案第33号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。資料の20ページを御覧ください。議案第33号電気事業費特別会計の補正予算です。

歳入でございます。予算書は323ページ、諸収入、収益事業収入、売電収入、103万5,000円の減でございます。これは、売電収入の決算見込みによる減額です。今年度は、出力抑制による発電停止が、9日間ございました。この出力制御の影響も減少の原因の一つと考えていると

ころでございます。また、停電が多かったことなどの気象条件の影響で、1日停電をせざるを得ないようなことも多々ありました。そのような影響もあって、減少になりました。

続きまして、21 ページ、歳出を御覧ください。予算書は 325 ページ、総務費、総務管理費、維持管理費で、29 万 7,000 円の減額でございます。これは、実績見込みによります 38 万円の減と、確定申告によります消費税の 7 万 7,000 円の増、そして、電気事業の 9 月に行った申告手続の未完了によります、無申告課税分 6,000 円の減によるものでございます。なお、この無申告課税 6,000 円の減は、電気事業費特別会計における無申告加算による支出でございまして、おわび申し上げます。

これは、本市の全庁的な取組で、e-Tax を活用した国税のダイレクト納付を、今年の 12 月から始めたところでございます。今年度、初めて e-Tax による確定申告を行いました。この e-Tax ホームページから納付書情報の登録依頼を完了しまして、9 月 3 日には、ダイレクト納付口座に税額の入金も終えて、翌 4 日に引き落としが完了したことを確認しました。しかしながら、11 月の 13 日に、税務署より、申告データが見当たらないという連絡が入り、翌 14 日に改めて公文書管理室が保管をしているカードリーダーを活用した処理が必要だということが分かり、確定申告を行い、受理されたところでございます。納付期限であります 9 月 30 日から 1 か月以内に自主申告がなかったということから、無申告加算税として申告額の 11 万 3,200 円に対して 5% の 5,500 円を納めたことによるものでございます。

今後は、このような失態が起こらぬよう、再発防止に努め、課全体でしっかり管理徹底を行い対応したいと考えております。申し訳ございませんでした。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。星見委員。

◆星見健蔵委員 1 件だけお聞かせください。この事業も、一つの区切りは 20 年ということです。それで、この 20 年に、何年残されているのかということ、それと、この事業の今後の方針、考え方についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。令和 16 年までですので、令和 8 年になりますので、あと 8 年になります。今、太陽光発電の制度が変わってきております。また、維持管理費とか、経年劣化によります工事等の経費も見込まれます。1 キロワット当たり税込み 44 円で売電していますが、設備の補修等もしっかりと行いながら、電力の供給、売電収入なども含めて研究したいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 この太陽光発電自体を、国も、もう補助事業を、これをやめるということも表明がなされております。それで、8 年残つとるということですが、この間は 40 円ということで継続されるわけですが、現在ですね、もう半分割り込んどる、価格がですね、半分以下になっておる状況でありまして、この太陽光発電事業自体が、非常に成り立たなくなってきたということでもあります。この庁舎の屋上に、太陽光にして、この庁舎内で使うような電力というのを賄ったりというようなことであれば、私は電気を買い取るよりも、逆に安く上がるという

ふうに思うところですが、この売電収入を得るために、この事業継続ということは、非常に難しい事業になってきておるといことであります。やればやるほど、逆に赤字が膨らむ、こういった事業になってきとるんかなというふうに私は思っております、この8年後の太陽光発電、いかり原のですね、発電事業を、もう撤退するのか、継続するのか、私は、これを決断をしていかざるを得んようになるというふうに思っております。

それで、このパネルの処分費ですね、これは、積立てをしておられるというふうに思うわけですが、この処分するのも、かなりの費用がかかるというものでありまして、やはり、きちんと、この事業は将来的な部分を十分に考えて、対応していただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 議員がおっしゃるとおりで、今後、この電気事業の方向性は、今後の取組の仕方等も踏まえて早急に研究したいと思っております。継続して行うことは、厳しいと思いますが、例えば、すぐに期限が来たからやめるのではなく、有効活用ができる部分は継続することも視野に入れながら、今後の太陽光発電の取組につきましては、検討したいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 未申告課税で、6,000円っていうのを言われたんですけど、これの申告期限って、いつだったか教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 これは、9月30日までが申告期限になっておりまして、それから30日、1か月間猶予があります。期限を過ぎて11月の13日に、税務署から連絡が入ったことから、直ちに、申告手続きを行ったものの、加算が行われたというものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これ、e-Tax使ったダイレクト納付でされたっていうことでよかったですかね。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 そのとおりでございます。e-Taxホームページから、事業者向けの納付情報依頼等の口座を設けて行うものでございます。基本的に、鳥取市として、特別会計等は他にもありますが、カードリーダーを活用して申告するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この未申告扱いになって、あとで追徴金というか、余分にかこう払わないといけないっていうのが、6月補正であったんですよね、ほかの部署で。ちゃんと納付ができてる部署もあれば、こういうことで、後で納まってませんよっていう連絡があつて、プラスでね、出さないといけなくなったっていうところがあつて、これが6月補正で出てきたんですよ。その6月で出てきたのは、3月末が期限だつて、それで税務署から連絡があつてっていうことでね、このたびは9月なんだけど、ほかのところ、こういう事例があつたことが、共有

されてなかったのかなと思って、何でも同じことが起きちゃったのかなってという疑問があるんですけども、6月補正でこういうことがあったということなので、多分、全庁的に公文書室のほうから何かあったのかなと思うんですけど、それはなかったわけですか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 6月のときは、税額を払い込む際の手続の中で、完了したような形になっているようなところから、関係する市の多くの部局が、同じような形で錯誤となっておりました。今回も、それを踏まえて、しっかりと手順に沿った振込をして、完了していました。6月の申告は中間報告であり、手続が違うものです。今回は申告ということで、最後にカードリーダーを活用するという申告手続が違う中での錯誤であったため、このような事態になりました。本当に申し訳ないと思っていますところです。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 6月補正の場合とは違う状況で、こうなったということは分かりました。これは、全庁的にちゃんと共有していただいて、今後はないようにお願いします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 20ページの売電収入のところですか。売電ができなかった日が9日間とありました。これが、その影響のマイナス100万余ですね、イコールの額なのか、まず教えていただきたいのと、この売電ができなかった日が、推移ですね、近年の推移、増加傾向なのか、今後の見込みも併せて教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。まず、この日にちにより電力に影響があったかということは、もちろんないわけではございません。年間を通して、気候によっても違ってまいります。それが原因で減っているとは、一概には言えないところがございます。昨年に比べて、出力抑制が多く行われたことと、例えば台風などにより、5回ぐらい停電もありました。それだけではなく、天候によっても変わってくるものと考えています。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 後で結構なので、資料提供をお願いできたらと、今聞いたのがですね、この補正予算の売電ができなかった日の影響額が、このイコールの額なのか、その影響額が知りたかったのと、近年の推移とその傾向、増加傾向なのか、今後の見込み、その辺りの資料をお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 資料を準備したいと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第33号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算を採決いたします。

す。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、先議分以外の議案説明に入ります。議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についての説明をお願いいたします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。よろしくをお願いいたします。それでは、議案第60号関係、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について御説明いたします。付議案は85ページ、付議案等説明資料、資料2でのほうで御説明させていただきたいと思っております。資料2の2ページ目をお開きください。

辺地法の規定に基づきまして、鳥取市河内辺地及び河原町北村辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定、また、国府町栃本辺地の計画の一部を、事業費見直しのため変更をするものでございます。各辺地について、現在の計画の計画期間が経過しているものについては新たに策定として、計画期間内に一部事業追加や変更するものについては変更として整理させていただいております。令和8年度以降に計画期間があるものは、今回の栃本の地域だけとなっております。

辺地の要件につきましては、今までに委員会でも御説明させていただいておりますので、このたびは省略させていただきます。計画に位置づけられることによりまして、辺地対策事業債の活用が可能となるものです。

次のページをお開きください。鳥取市河内辺地についてです。このたびの事業は、安蔵森林公園、安蔵公園スキー場及び安蔵公園テニスコートの修繕等に伴うものでして、計画期間は令和8年度、単年度として事業を実施するものです。

この表の上段の事業、安蔵森林公園ですが、こちらは、経年で劣化しましたバンガロー等の改修を行うもので、改修事業費1,315万7,000円、辺地対策事業債の予定額は、端数処理いたしました1,310万円です。

また、中段の安蔵公園スキー場については、水道施設のろ過池の砂の入替えに係るもので、事業費300万円、辺地対策事業債の予定額は、同額の300万円です。

次に下段、一番下の安蔵公園テニスコートとありますのは、水道施設の破損しております受水槽の交換に係るものでして、事業費909万5,000円、辺地対策事業債の予定額は、端数処理した900万円ということで計画を策定するものでございます。

次のページをお願いいたします。2つ目ですが、河原町北村辺地です。三滝林間施設の水道施設及び下水道施設の復旧工事に伴うものでございまして、こちらも、計画期間を令和8年度の単年度といたしまして事業を実施するものでございます。

事業費221万3,000円、辺地対策事業債の予定額は、端数処理いたしました220万円ということで計画を策定するものです。

次のページをお願いいたします。3つ目になりますが、国府町栃本辺地です。現在の計画期

間の令和5年度～令和9年度の計画期間内に、令和8年度の事業といたしまして、表の2段目、林道猪路谷線にあります橋梁の塗り替えなど、修繕に係る事業となります。事業費1,126万円で、特定財源が、県の補助金で357万9,000円、一般財源が768万1,000円で、辺地対策事業債の予定額は、端数処理した760万円ということで変更をするものでございます。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第61号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第61号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について説明をお願いします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。それでは、議案第61号関係の鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。付議案は89ページ、本計画につきましては、市議会ペーパーレス会議システム、Side Booksに付議案別冊として掲載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、説明のほうは、付議案等説明資料でさせていただきます。資料の6ページ目をお開きください。前回の12月議会で、主な変更点や計画変更の進捗について御報告させていただきましたが、このたび、県への事前協議を終えましたので、過疎法の規定に基づきまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御承認をお願いするものでございます。

本市では、福部・河原・用瀬・佐治・青谷の5地域が過疎地域に指定されておりますが、過疎対策事業債を有効な財源として活用し、地域の持続的な発展を図るため、この計画を策定し、取組を進めてまいりました。

令和3年4月に施行されました過疎法の時限立法期間であります10年間のうち、前期、令和3年度～令和7年度までの計画を、今回、令和8年度～12年度までの後期の計画に、県の過疎地域持続的発展方針に沿って変更をするものでございます。

本計画に定める施策区分と主な事業名は、次のページに記載しております。こちらが、計画期間の令和8年度～12年度までに、過疎対策事業債の活用を予定する事業となります。国の定める12の持続的発展施策区分に沿って、今回106の事業を掲載しております。本議会での議決をいただきましたら、鳥取県を通じて、国に計画を提出することとしております。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第62号財産の無償譲渡について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第62号財産の無償譲渡について説明をお願いします。小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。議案第62号財産の無償譲渡について御説明させていただきます。付議案は91ページです。説明のほうは、説明資料8ページ、こちらで説明させていただきますので、御覧ください。1番の土地の概要、あわせて、2の周辺図による位置関係、3番、現況について、概要表の順に説明します。

まず、集会所用地ですが、面積は112平米、約34坪で、集落のほぼ中央に位置しております、小畑自治会の集会所敷地として使用しています。

次に、公園用地ですが、面積は2筆合計で681平米、集落の入り口辺りに位置しまして、遊具や桜の木が植わっている広場として、地元のほうで使用されています。

最後に、墓地ですが、面積は185平米で、集落西側の尾根の、少し上がった尾根のところに位置しまして、この自治会の共同墓地として使用されております。

資料右側の欄、譲渡先ですけれども、地元の小畑自治会となっております。鹿野地区の城下町辺りから南側に、少し山側に行った、鷲峰山の麓に位置しております、現在24世帯、土地の所在する鹿野町水谷地内には、この小畑自治会、1自治会のみとなっております。

5番の、これまでの経過ですが、これらの土地は、もともと事業のために、小畑自治会が準備したものや、村中持ちであったものが、旧鹿野町に譲与や寄附されたものです。従前から、各土地とも、小畑自治会以外の使用はなく、小畑自治会が全て管理してきておりまして、予算を含め、市の関与はございませんし、今後、市の事業で使用する予定もありません。また、集会所の建物については、平成25年3月に、既に譲渡済みでございます。

譲渡に向けては、令和7年3月頃、当時の自治会長さんのほうから、自治会の所有として管理していきたい旨の打診がありまして、市の内部でも手続等確認した後に、5月に自治会長と、それから、6月に自治会の役員さんにも寄っていただきまして、譲渡に向けた協議や手続の説明を行っております。認可地縁団体に移行していただかないと、財産持っていただけないものですから、すぐに総会を開かれまして、認可地縁団体へ移行の手続に入っております。認可地縁団体に移行された後、正式に譲渡要望書が提出されまして、手続に入ったものです。

今後の予定ですが、議決をいただきましたら、すぐに譲渡契約を締結しまして、所有権の移転の手続を行う予定となっております。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、以上で、先議分以外の議案説明を終了いたします。

鳥取市中山間地域対策強化方針（R8～12年度）の策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。鳥取市中山間地域対策強化方針（R8～12年度）の策定についての報告をお願いいたします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。付議案等説明資料9ページをお願いいたします。鳥取市中山間地域対策強化方針の策定について御説明をさせていただきたいと思っております。

本市では、平成22年度から、鳥取市中山間地域対策強化方針を策定いたしまして、市の総合計画との整合を図りながら、魅力ある中山間地域の振興に取り組んでおります。第12次総合計画及び地方創生アクションプランの計画期間に合わせまして、令和8年度～12年度までを期間とする強化方針を策定するものでございます。

この方針で目指す中山間地域の姿は、現在の強化方針の目標を継承いたしまして、いつまでも暮らしたい、暮らしてみたいふるさと、鳥取としております。

方針の位置づけは、総合計画及び地方創生アクションプランとの整合を図りまして、12次総合計画の基本施策、魅力ある中山間地域の振興を目指しまして、5つの重点施策で取組を進めていきます。

現在の強化方針からの変更点といたしましては、関係人口の創出の取組や、若者・子育て世代の移住定住の促進、また、人口減少を前提とした持続可能な地域づくりを明記したこと、また、あわせて、強化施策内容の見直しを行っております。

次のページをお願いいたします。推進体制、進捗管理についてですが、この強化方針の推進は、地域内外の住民や集落、行政など、様々な関わりの中で、連携・協働して取り組むものでございますが、庁内においては、各部の部長で組織いたします、輝く中山間部長連絡調整会議、こちらを中心に、部局を超えて横断的な情報共有を図っていくこととしております。

6項目めの強化施策内容についてです。5つの重点施策に沿いまして、課題解決に向けた強化施策を設定しております。

今後、この強化施策に沿いまして、本議会で提案させていただいております、当初予算に盛り込まれた各課の事業を、中山間地域強化関連事業といたしまして設定し、進捗管理を行いながら取組を進めていくこととしております。

今後、4月からの新強化方針の始動に向けまして、強化関連事業をひもづけていくとともに、補正等に合わせまして、強化関連事業の追加や見直しを行いながら進めていきたいというふうに考えております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。よろしいですか。それでは、なしと認め、続いて行きます。

「主役は私たち 鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）」の改定（案）について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 主役は私たち、鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）の改定（案）について、説明をお願いします。前田課長。

○前田武志市民総合相談課長 市民総合相談課の前田でございます。鳥取市消費生活プランの改定につきまして、令和7年12月定例会、総務企画委員会において、素案と今後のスケジュール等を説明させていただいておりますが、このたび、市民政策コメントを実施いたしましたので、

御意見と市の考え方について報告をさせていただきます。

資料2の11ページを御覧ください。募集期間は、令和8年1月5日～26日までの間、実施しております。意見は2名、8件ございました。

次のページを御覧ください。こちらが、いただきました御意見と、それに対する市の考え方になります。

1番は、鳥取県消費者教育推進計画の策定期間についての御指摘でございました。再度、県の消費生活センターに確認をしましたところ、平成28年3月策定が正しいということで、修正をいたしました。

2番目は、カスタマーハラスメントの説明書きの中に、社会通念上不相当とあり、その後ろに、米印をつけると分かりやすいのではないかというような御意見でございました。こちらにつきましても、米印を追記をさせていただいております。修正部分については、この2点になります。

3番は、編集ができないということで、対応困難ということにしております。

4番・5番は、相談場所の周知と消費者教育の推進についての意見になりますが、現時点では、幼児期から高校生期における消費者教育の推進を中心に取り組んできておりますが、次期計画については、これに加えて、若年者・勤労世代に向けた消費者教育の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますし、あらゆる機会で、消費生活センターの周知に努めていきたいと考えております。

6番・7番は、エシカル消費についての御意見でございます。現在、エシカル消費の認知度を高めていく取組として、イオン鳥取店において、夏休み期間中の小学生親子を対象とした、エシカル商品を探す、売り場探検のイベントや、鳥取環境大学との共催事業による、消費者市民まつりでは、マイバッグ、クイズラリー、アンケート調査など、エシカル消費の周知・啓発に取り組んでおります。引き続き、啓発・普及に取り組んでまいります。

8番は、資料についての意見になりますが、リンクを貼り付けるなど、クリックをすれば大きく、見やすく表示ができるようにしていきたいと考えております。

13ページ・14ページは、プランの概要版になります。アンダーラインを引いておりますところが、前回から今回にかけて見直しをしておるところでございます。

全文につきましては、タブレットのSide Booksの中に格納しておりますので、確認をいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

◆吉野恭介委員長 報告をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

一般廃棄物処理手数料の見直しについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 一般廃棄物処理手数料の見直しについて、説明をお願いします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。一般廃棄物処理手数料に

つきましては、見直しはなしということで答申をいただきました。本市の一般廃棄物処理手数料は、3年ごとに見直しを行っております。令和7年度が見直しの年でございます。令和8年度以降の手数料の見直しについて、令和7年7月24日に審議会で諮問し、11月27日に答申をいただいたところでございます。

答申書の内容につきましては、16ページ以降に資料を付けておりますので、御覧いただければと思います。その概要ですが、可燃ごみ、プラスチックごみの処理手数料、大型ごみの処理手数料、特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、いずれも現行の価格を据え置くとの内容でございました。簡単ですが、報告とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 報告いただきました。

質疑、御意見等ございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 審議会の中で、料金を下げる意見はありましたでしょうか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員の皆様から、いろいろと御質問、御意見をいただきましたが、料金を下げるというような意見等は、ありませんでした。実際に排出されているごみのデータ等も参考にしています。このデータの根拠は難しいもので、算出方法について継続的に検討すべきではないかといったような御意見もいただきました。

また、市民の皆さんに負担が増えるようなことにならないようにという御意見もいただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今後、市民の負担を勘案していただいて、より妥当な料金にしていきたいと思えます。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 市民からすると、ごみ袋代が高いっていうのはずっと前から言われてて、それで、比重ですよ、比重のことがあって、この審議会でも、比重の検討はしていくっていうことだったんですけども、どういったような見解といますかね、それが出されたかとかっていうのはありますか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 この審議会の中でも調査についてご意見をいただき、ある1か所の収集場所からごみの排出状況を計測しデータを収集し、その内容も踏まえて検討しました。

一方で、ごみ処理経費の1割を手数料に設定していますが、実際には、ごみ袋の収入だけで見ると約20%上振れしています。ごみ処理費用が上がっていることも踏まえると、料金は据置きが適当という結果でした。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 一応、そのデータは限定的かもしれないけれども、比重に関しての調査、検討といますか、それはされたということで理解をしました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。なしと認め、次に参ります。

鹿野城跡公園の土地賃貸借契約に関する調停の合意について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 鹿野城跡公園の土地賃貸借契約に関する調停の合意について説明をお願いします。小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。報告事項の4つ目、鹿野城跡公園の土地賃貸借契約に関する調停の合意について御説明させていただきます。説明は、説明資料の19ページで説明しますので御覧ください。

1番の調停の結果についてです。6月議会で申立て、調停申立ての議決と、併せてその経費、補正予算の議決をいただきまして、土地所有者、以下相手方といいますが、相手方に対して、鳥取簡易裁判所に調停を申し立てました。一応、顧問弁護士に委託して、委任、受任していただきましての申立てでございます。その後、9月、10月、12月と3回の調停を行いまして、3回目の結果、相手方と合意することができました。

この合意によりまして、土地の賃借料は当初予算額のとおり、令和6年度と同額の20万9,668円として、単年契約であったものは、2か年契約となりました。ただし書で更新できると、さらに更新できる状況も盛り込むことができて、令和7年12月15日付で、相手方と契約を締結しております。今年度の賃借料は、1月末に支払いを完了しております。

2番の土地の場所については、6月議会で御説明したとおり、城跡公園のトイレ前の庭園の一部でございます。

3番の調停経費につきましては、6月議会で承認いただきました着手金等22万2,000円に加え、このたびの補正予算でお願いしております成功報酬等22万2,000円が加わったものと、全体額としてはそうなります。説明は簡単ですが、以上となります。

◆吉野恭介委員長 報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっと確認をさせてください。この土地の賃借料、当初予算額のとおり20万9,668円、この金額というのは2年分だったですか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野支所、小林でございます。この金額は1年分でございます。1年当たり20万9,668円となります。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 前回のときにお聞きしたと思うんですが、記憶に定かではないんですが、この地権者の方がですね、売却ということは一切考えておられんということだったのでしょうかいな。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野支所、小林でございます。売却につきましても、今までも何度か交渉してきましたが、売却については考えていないということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 この場所と、今の現在のこの場所ですね、土地の評価額が、どの程度の価値があるのかということもあるわけですが、これが末代まで、この金額を支払っていくという考

えということになればですね、私は、いやあ、それでいいのかなという思いもするわけですが、土地の所有者とのですね、何ていいますか、その買収について、もう少し踏み込んで話をしていく必要があると思うんですが、その点についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野支所、小林です。確かにこのまま払い続けるのかということもありますし、ただ、城跡公園の中心であり、大事な土地でございますので、今後も、例えば、もし代替わりされたりとか、そういったことがありましたら、また、売却の件も持ち出してはどうかという思いは持っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私の考え方は、その城跡内にある土地ということは分かるわけです。ただ、その土地を、どうしても活用しなければならないのかというようなところも、やはり考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 その件につきましても、例えば、返却といったこともどうかという話も、もちろん内部での議論はさせてもらっています。そこが返却になって、荒地とかです、更地、荒地になるということは、やっぱり景観上、大変好ましくないということで、今のところは継続してお借りするというで考えております。これから先、年数がたって、また、そこの存在意義ですかね、そういったことも、ずっとこのままかということ、そうではないのかもしれませんが、今のところは、そういうような判断でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課の西澤です。2月補正の件で、伊藤委員から御質問いただいた環境保全課の職員費の件で、少しだけ追加で説明させていただきます。

資料1の12ページの一番下になるんですけども、私が先ほど説明させていただきました、県からの応援が2名なくなって、市の職員で充てたというのは間違いはないんですけども、財源更正の167万5,000円について、根拠が違っておりました。

確認をしましたところ、中核市関連事務の県負担金については、令和6年度分概算払いで頂いているようでして、そこで精算を行ったということで、精算をしたところ、たくさんもらっていたということでして、中核市関連各課、保健所とか環境局とかあるかと思うんですけども、そういった各課に、もらい過ぎた分を職員費でお返ししたということでして、これは、毎年行っている調整ということで、中核市関連各課の職員費のほうで財源更正が出ているということでございます。追加の説明でございました。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ということは、前年度分の、前年実績で概算払いで、翌年は、まずは歳入として受け入れるけども、そこで返さんといかんっていうか、それが出てくると、いろんな部署の分を集めて、集めてっていうか、職員費のところでもとめて、こういう調整が毎年毎年出てくるから、こうやって出てくると、そういうもんだなと思っとけばええっていうことですかね。

◆吉野恭介委員長 西澤課長。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課、西澤です。確認しましたところ、そのようでした。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほかございますか。

正午は過ぎましたけども、このまま続けたいと思います。ここで、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後0時2分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時49分 再開

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

本日は、先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて、報告を受けた後、令和8年度当初予算の説明という流れとしております。

令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。

それでは初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、横尾会計管理者、一村市議会事務局長に御挨拶をいただきたいと思います。富山監査委員事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。本日の委員会は、先ほど委員長が言われましたが、先議分としまして、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、2月補正予算の御審議と、報告第4号専決処分事項の報告についての説明と、予算審査分としまして、議案第6号令和8年度鳥取市一般会計補正予算、当初予算の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長の有本でございます。選管は、今のその補正予算、当初予算に加えまして、先般の衆議院選挙に関わります予算につきまして専決処分をさせていただきますので、その報告と承認を求めるということをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾でございます。出納室のほうでは、2月補正予算と当初予算、御説明ということになっております。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 一村局長。

○一村泰志市議会事務局長 市議会事務局の一村です。7年度の2月補正予算の御審議のほう、よろしくお願いいたします。併せて8年度当初予算の御説明もさせていただきます。詳しい内容につきましては、局次長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執

行部及び委員の皆様をお願いをいたします。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を一括してお願いします。富山事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。補正予算説明資料で説明させていただきたいと思えます。

そうしますと、2ページになります。まず、2ページ上段、目8公平委員会費です。補正予算書は76、77ページとなっております。公平委員会費は、56万7,000円の減額を計上しています。これは、公平委員会を設置している都市などを会員とします、全国や中国地区などの公平委員会の連合会の会議や研修会に、公平委員会の委員さんの日程が合わなかったため出席できなかったものがありまして、出席旅費、出席者負担金が不用になるなど、公平委員会連合会費の事業費実績見込みによる減額となっております。

続きまして、下段の項6監査委員費です。補正予算書は86、87ページです。監査委員費は、27万6,000円の減額を計上しています。これは、都市の監査委員を会員とします全国、これも中国地区などの都市監査委員会の会議等がウェブ開催となったり、委員さんの日程が合わなかったため出席できなかったものがございまして、出席旅費や出席者負担金が不用になるなど、都市監査委員会費の事業費の見込みによります減額としております。説明は以上になります。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長、有本です。それでは、引き続きまして、その資料の下、3ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、歳入でございますけども、国庫支出金、選挙費委託金ということで、予算書は40ページとなります。これは、歳出と連動しておりますので、内容のほうは歳出のほうで説明をさせていただきます。

次に、下段の歳出でございますが、予算書は82ページになります。まず、上の選挙管理委員会費で、総額12万3,000円の減額でございますけども、内訳としましては、内容欄に記載のとおり、実績見込みによるものでございます。

次に、中ほど、参議院議員選挙費でございます。昨年7月20日に執行いたしました参議院選挙につきまして、実績見込みによりまして712万4,000円を減額させていただくものでございます。同額を、歳入の国委託金から減額をいたします。この主な減額要因でございますけども、このたびの選挙、事前に分かっておったということがありまして、おおむね入札で事務執行をした結果、特にポスター掲示場の設置・撤去費に関わります委託料が、おおむね500万円ちょい、下回ったものでございます。

最後に、参議院議員選挙臨時啓発費でございます。4万9,000円の減でございますが、これも、事業実績によります減額ということでございますので、同額を、歳入の国委託金から減額をさせていただきます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾でございます。資料のほうは4ページになります。予算書は152ページでございます。一時借入金利子で、1,449万4,000円を補正額としております。内容としましては、繰替え運用の利率が、0.11%から0.22%に上昇したことによる補正でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 太田局次長。

○太田奈津美市議会事務局次長 市議会事務局、太田でございます。市議会事務局の2月補正予算の説明をさせていただきます。説明資料のほうは5ページを御覧ください。款・項・目の議会費でございます。予算書は70ページになります。

まずは、調査研究費でございますが、所属別事業一覧は57ページの一番下、番号573でございます。583万1,000円の減額補正を計上させていただいておりますが、その主な内容としましては、常任委員会や議会運営委員会の行政視察に要する経費、旅費でございますけれども、こちらが、視察先の実績により減額となるものでございます。

続いて、1段下の議会報発刊費でございますが、こちら、市議会だよりの印刷費でございます。入札により、1ページ当たり単価が当初の見込みよりも下がったために、45万1,000円の減額補正となるものでございます。

続いて、その下の運営経費でございます。運営経費（市議会運営）につきましては、33万円の増額補正をお願いするものでございますが、所属別事業一覧のほうの58ページ、番号575になります。こちらは、本会議場の壁面に設置のディスプレイの修繕費でございます。昨年12月に、突然画面のほうが映らなくなり故障したもので、修繕が必要となりましたので、増額補正を計上させていただいております。

議会費としましては、総額612万6,000円の減額補正を計上させていただいております。

説明のほうは以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、先議分以外の議案説明に入ります。議案第64号専決

処分事項の報告及び承認についての説明をお願いします。有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長、有本でございます。では、引き続きまして、先ほどの資料裏面、6ページで説明をさせていただきますが、別冊で、この左肩に令和8年1月23日専決と書いてある薄い予算書と、同じく別冊で、令和7年度1月専決補正予算事業別概要、これも併せて御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

これは、御承知のとおり、1月27日公示、2月8日投開票で実施をいたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、1月の23日、解散をした日でございますけれども、この日に専決処分を行いましたので御報告をさせていただきます、承認をお願いするものでございます。補正額は1億2,109万8,000円でございます、財源といたしましては、国政選挙のため、全額、国からの委託金ということになります。

歳出の主な内訳でございますけれども、時間外勤務手当などの人件費等々が約4,850万円、入場券や選挙公報の郵送費などの役務費が約1,820万円、ポスター掲示場作製・設置・保守・撤去等の業務、選挙公報の封筒作成・封入・配送業務、それから、期日前投票所の運営事務の経費等々の委託料が、総額で約3,450万円、備品購入費といたしまして、読み取り分類機を今回開票所で使用しまして、2台更新をさせていただき経費、これが561万円、今回は大雪ということでございまして、これに備えた投票所周辺の除雪費、あるいは燃料代としまして691万円を、それぞれ計上をさせていただきました。

また、衆議院選挙の臨時啓発の経費としまして、下段になりますが、30万円を計上をさせていただいております。

なお、選挙の結果でございます。御案内のとおりでございますけれども、まず、今回の選挙を、首相によります選挙期日の正式表明から公示日までが、僅か9日間ということになったためにですね、入場券の印刷・郵送が大幅に遅れてしまったということに加えまして、選挙日当日の天気予報が大雪になったということによりまして、後半の4日間、これに、選挙人の方々が集中をされまして、皆さんも御覧になったかと思いますが、特に、この1階、あるいはイオンもそうですし、国府町の総合支所、これらの会場が、大行列になったということでございます。過去に経験のない事態が起こったということです。その結果でございますけれども、期日前投票をされた方が過去最高の4万597人、前回の衆院選は3万2,500人でしたので、約8,000人増加をしたということで、先ほどで、その後半4日間に、その4万人のうちの約77%の方が集中をした結果、ああいう事態になったということでございます。

本市の投票率でございますが、期日前は増えましたが、当日が大雪ということもあって43.06%ということで、前回衆議院選よりは11.36ポイントの低下というふうになりましたが、要因は様々かと思っておりますけれども、特に大雪ということで、多くの方々が投票を断念されたのではないかと推察をしているところでございます。

戦後最短の準備期間ということになる選挙でございまして、また、同時進行で、来月の市長・市議補選、この準備も、選管スタッフ一同進めた関係で、大変な苦勞をさせていただきましたけれども、何とか大きな事故もなく、無事執行することができたということでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ございますか。

なしと認め、以上で、先議分以外の議案説明を終了いたします。

報告第4号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。報告第4号専決処分事項の報告についての報告をお願いいたします。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。報告第4号専決処分事項の報告につきまして、付議案は107ページ、一番最後のところになります。それと、説明資料としまして、1枚物ではございますが、左肩に、報告第4号というものを記載したものを1枚配らせていただいております。

そうしますと、報告第4号専決処分事項の報告につきまして説明させていただきます。これは、鳥取市監査委員条例の一部改正につきまして、令和8年1月20日に専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

改正の内容は、令和6年6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律、この改正は、令和5年の地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対する地方制度のあり方に関する答申を踏まえた改正でございましたが、この法改正によりまして、鳥取市監査委員条例で、法律の条項を引用している規定を整理する必要が生じたものでございます。

具体的な条例の改正につきましては、説明資料の裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。地方自治法で、職員の賠償責任について規定しています、右側改正前の下線部の第243条の2の8の引用が、左側改正後の二百四十、243条の2の9に条ずれしたことの整理となります。

説明資料は戻り、表面に戻っていただきまして、改正後の条例の施行期日です。条例の施行日は、改正地方自治法の該当条項の施行日と同じ、令和8年9月24日としています。説明のほうは以上になります。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介分科会長 なしと認め、それでは、総務企画委員会をこれで終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後2時6分 閉会

令和8年2月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和8年2月26日（木）午前10：00～

場所：本庁舎7階全員協議会室

市民生活部

《総務企画委員会》

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第23号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】

議案第27号 令和7年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第2号）

◎議案【先議分以外：説明】

議案第60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

議案第61号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第62号 財産の無償譲渡について

◎報告

- ・鳥取市中山間地域対策強化方針（R8～12年度）の策定について（地域振興課）
- ・「主役は私たち 鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）」の改定（案）について（市民総合相談課）
- ・一般廃棄物処理手数料の見直しについて（生活環境課）
- ・鹿野城跡公園の土地賃貸借契約に関する調停の合意について（鹿野町総合支所）

